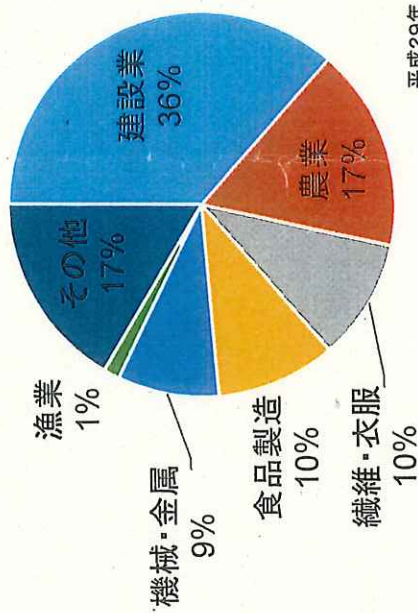


建設分野における上乘せ基準(案)

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (追加する基準)	外国人建設就労者受入事業 (追加する基準)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対する処遇、安全衛生教育及び技能の習得に関する計画について国土交通大臣の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した、外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する団体(国土交通大臣の登録が必要)に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 	<ul style="list-style-type: none"> 建設キャリアアップシステムに登録していること
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬として、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払うこと 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、雇用契約等に明記された金額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うこと 外国人建設就労者に対し、雇用契約を締結するまでの間に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人(と外国人建設就労者との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> (1号特定技能外国人と)外国人建設就労者(との合計)の数が、常勤職員の数を超えないこと

適正かつ安定的な賃金支払いの必要性

○外国人技能実習生による失踪は
建設業が最も多く全体の36%



平成29年 法務省データ

業種	失踪者数/在留者数	失踪割合
建設業	2,582/36,589	7.06%
農業	1,207	-
繊維・衣服	718	-
食品製造	711	-
機械・金属	609	-
漁業	95	-
その他	1,167	-
合計	7,089/257,788	2.75%

平成29年 法務省・厚労省データ

○失踪の動機は賃金が約7割

失踪の動機	人数	割合
低賃金	1,929	(67.2%)
実習終了後も稼働したい	510	(17.8%)
指導が厳しい	362	(12.6%)
労働時間が長い	203	(7.1%)
暴力を受けた	142	(4.9%)
帰国を強制	71	(2.5%)
保証金、渡航費用の回収	20	(0.7%)
不明である旨記載	4	(0.1%)
その他	439	(15.3%)
無回答	5	(0.2%)
総調査人数	2870	

注 低賃金の人数は、「低賃金」、「低賃金(契約賃金以下)」(144人)、「低賃金(最低賃金以下)」(22人)のいずれかにチェックをした者の合計数(複数項目にチェックしている者については1人として計上)

平成29年 法務省データ